年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和7年4月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国民年金関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第2400440号
厚生局事案番号　：　関東信越（国）第2500001号

第１　結論

昭和60年５月から昭和62年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和38年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　昭和60年５月から昭和62年３月まで

私が昭和60年５月27日に国民年金に任意加入した旨の記載がある年金手帳を母が保管してくれていたことが令和６年５月頃にわかったので、その年金手帳に記載されている国民年金の番号を私の基礎年金番号に統合してほしいと年金事務所に依頼したところ、その国民年金の番号は別人の記録として管理されている旨の説明があった。

実家の母が、請求期間当時大学生だった私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、請求期間の国民年金保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間において昼間部の大学生であった旨陳述しているところ、請求期間当時、20歳以上の昼間部の大学生は、都道府県知事に申出を行うことにより、国民年金に任意加入することができるとされており、請求者が所持する年金手帳によると、請求者は昭和60年５月27日に国民年金の任意加入被保険者として被保険者資格を取得している。

また、請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の母親は、昭和50年７月に国民年金に任意加入し、請求期間を含む国民年金加入期間に係る保険料を全て納付しており、母親と同居していたとする請求者の姉についても、昭和58年１月以降の国民年金加入期間に係る保険料を全て納付している。

さらに、請求者の姉は、請求者が大学生の頃、母親が請求者の国民年金保険料を納付していた記憶があり、請求者の国民年金の任意加入手続を行ったにもかかわらず、請求者の保険料を納付しないとは考えられない旨陳述していることから、請求者の母親が請求期間に係る請求者の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、請求期間は23か月と比較的短期間であり、請求者は、請求期間後の国民年金加入

期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

なお、日本年金機構は、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号「＊」が、オンライン記録において請求者以外の者の基礎年金番号として管理されている経緯について、当時の事務処理手順等を示す資料がなく、適切な事務処理であったか判断できない旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。